平成２２年（フ）第９８２７号
大阪府箕面市小野原東４丁目20番３号
債務者　清水　浩美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８３０号
大阪市生野区中川西１丁目８番６―808号
債務者　萱野　理子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８３１号
大阪府門真市大池町30番３号
債務者　加納由理子（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８３４号
大阪府東大阪市箕輪１丁目２番19号
債務者　水野真紀こと　葛紅（紅）立
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８３７号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目12番２―101号
債務者　坪山　憲一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２６号
和歌山市松江1493、住民票上の住所和歌山市延時97番地の４　シャルマンⅠ・201号
債務者　上出　有利
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６６４号
和歌山県岩出市山980番地の２
債務者　橋本とし子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６６５号
和歌山市木ノ本171番地の11
債務者　岡　　隆也
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６６９号
和歌山県海南市野上中575番地10
債務者　毛利　道子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６７０号
和歌山市吉里２番地
債務者　湯川　　香
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６７２号
和歌山市向199番地の１　レオパレス向Ｂ206号
債務者　もんじゃ焼き丸々こと　野﨑　清隆
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６８７号
和歌山市北新博労町10番地
債務者　松岡美惠子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６９３号
和歌山市六十谷986番地　尾崎住宅
債務者　植田　大作
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６９４号
和歌山市六十谷986番地　尾崎住宅
債務者　植田　千華（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７０９号
和歌山市打越町４番23号　平西荘２階１号
債務者　石川　正憲
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２３号
和歌山市手平５丁目２番１号
債務者　竹内　佐智
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５３号
福岡県小郡市小板井190番地２、住民票上の住所福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木1272番地１
債務者　天野　未来
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４６２号
福岡県久留米市山川町1298番地
債務者　高山　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部